

新焼却炉建設計画等の事業精査について（案）

1. 精査の視点と体制

リサイクルセンターを含め 185 億円の総事業費用に鑑み、下記の通りの事業精査を行う。

⇒総事業費 185 億円規模の市村負担における財政サイドの精査

（体制）

- ①体制：「（仮称）新焼却炉建設計画等財政調整・検討チーム」を新たに設置。
- ②構成：市村の財政担当課長・担当職員等、組合の局長及び総務課担当・関連職員（事務局）など、組合事務局及び市村の財政担当課による構成。

（内容）

- ①既存の新焼却炉建設計画等の財政計画の作成・調整
- ②新焼却炉建設計画と市村財政見通し等との調整・検討
- ③その他

⇒組合事務局を中心に既存の事業内容の更なるコスト削減等の精査

（体制）

- ①体制：「（仮称）新焼却炉建設計画等コスト削減検討チーム」を新たに設置。
- ②構成：局長、センター長、中央制御室主任、粗大ごみ破碎施設等主任、総務課担当・関連職員（事務局）など、組合事務局に関連職員による構成。

（内容）

- ①既存の新焼却炉建設計画の更なるコスト削減の検討
- ②既存の新焼却炉建設計画の安定した発電稼働の検討
- ③リサイクルセンター等の整備・運営内容の検討
- ④その他

2. 精査の期間とスケジュール

▼検討チームのスケジュール(案)

	8月	9月			10月			11月			12月	1月	2月	3月
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬				
(仮)新焼却炉建設計画等 財政調整・検討チーム			①			②			③	(中間報告)	④		(最終報告)	
(仮)新焼却炉建設計画等 コスト削減検討チーム			①			③			④	(中間報告)	⑤		(最終報告)	
組合 議会	全員協議会	●								↓ ◎			↓ ◎	
	定例議会										●		●	
市村 議会	全員協議会	●									●		●	
	定例議会		●	●	●						(改選)		●	●

●: 定例的な該当会議等、◎: 開催をしていただきたい該当会議等、①: 新たな検討チームの開催予定

江戸崎地方衛生土木組合新焼却施設計画等財政調整・検討チーム設置要綱（案）

（設置）

第1条 今後の稲敷市及び美浦村（以下「市村」という。）の将来にわたる財政運営に鑑み、江戸崎地方衛生土木組合（以下「組合」という。）が取り組んでいる新焼却施設計画の財政面に対して、更なる調査及び検討，調整などを行うため，江戸崎地方衛生土木組合新焼却施設計画等財政調整・検討チーム（以下「検討チーム」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討チームは，次に掲げる事項を所掌する。

- （1）新焼却施設計画の財源・財政に関すること。
- （2）新焼却施設計画及び市村の財政計画等の調整・検討に関すること。
- （3）その他新焼却施設計画の財政・財源に関し必要な事項

（検討チームの構成員等）

第3条 検討チームの構成員は，事務局長，市村の財政担当課長とする。

2 検討チームのチーム長は組合局長とする。

3 調査及び検討事項の重要性等に鑑み，関連する部局，課室及び有識者等の参画を認めることとする。

（会議）

第4条 検討チームの会議は，管理者が招集し，チーム長が会議の議長となる。

（協力要請）

第5条 チーム長は，チームの職務遂行上必要があるときは，組合及び市村の関係部局に資料の提出及びその他必要な協力を要請することができる。

（報告）

第6条 チーム長は，検討チームが完遂され，その成果を得たときは，速やかに管理者及び組合議会に報告するものとする。

（庶務）

第7条 検討チームの庶務は，組合総務課が行うものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか，検討チームの運営に関し必要な事項は，管理者が定める。

附 則

この要綱は，平成28年9月__日から施行する。

江戸崎地方衛生土木組合新焼却施設計画等コスト削減検討チーム設置要綱（案）

（設置）

第1条 江戸崎地方衛生土木組合（以下「組合」という。）の焼却施設の更新に当たり、現在計画されている新焼却施設計画に対して、更なるコスト削減などを行うため、江戸崎地方衛生土木組合新焼却施設計画等コスト削減検討チーム（以下「検討チーム」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討チームは、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）新焼却施設計画の更なるコスト削減手法に関する事。
- （2）効率的な新焼却施設計画における発電運営に関する事。
- （3）効率的なりサイクルセンター等の整備・運営に関する事
- （4）その他新焼却施設計画の効率化・コスト削減に関し必要な事項

（検討チームの構成員等）

第3条 検討チームの構成員は、事務局長、環境センター長、中央制御室主任、粗大ごみ破碎施設等主任とする。

2 検討チームのチーム長は事務局長とする。

3 調査及び検討事項の重要性等に鑑み、関連する部署及び有識者等の参画を認めることとする。

（会議）

第4条 検討チームの会議は、チーム長が招集し、会議の議長となる。

（報告）

第5条 チーム長は、検討チームが完遂され、その成果を得たときは、速やかに管理者及び組合議会に報告するものとする。

（庶務）

第6条 検討チームの庶務は、組合総務課が行うものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討チームの運営に関し必要な事項は、チーム長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月__日から施行する。